

令和2年4月7日

市政記者各位

**緊急事態宣言に伴う市主催イベントの中止・延期、公共施設の休館  
及び市立学校の臨時休業について**

緊急事態宣言に伴い、市主催のイベントや公共施設の臨時休館などの対応について、下記のとおり、緊急事態宣言終了まで延長するとともに、現在開館している有料施設にも拡大しましたのでお知らせします。

**1 対象期間**

4月8日(水)から5月6日(水)まで

**2 市主催のイベント等について**

平日・週末ともに一律中止または延期

**3 公共施設について**

現在休館中の施設は休館を延期し、新たに下記の施設についても休館

○新たに休館する施設

福岡市動植物園、福岡市海釣り公園、ももーらんど油山牧場、福岡市ヨットハーバー 等

**4 施設利用料の返金等について**

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、施設利用の取り止め・延期を行った場合、施設利用料の返金等（キャンセル料不要、納付済の使用料は全額返金）を実施

**5 市立学校の臨時休業について**

市立学校については、4月17日（金）までとしていた臨時休業期間を5月6日（水）まで延長

○市立小学校・中学校・特別支援学校及び高等学校

**6 その他**

国や県の要請内容等に応じ、変更する場合があります。

**【問い合わせ先】**

市民局防災企画課 平川 TEL:092-711-4143（内線1786）※5以外

教育委員会学校指導課 斎藤 TEL:092-711-4675（内線3710）※5のみ